



資料 2

## 手数料の改定について

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

旭川市環境部

**ASAHIKAWA CITY**

# 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づくコスト算定等



## （1）コストの算定

- ・サービス提供のために直接必要な経費を対象とする。  
　　経常的な事務経費（消耗印刷費、燃料費、通信運搬費、委託料等）  
　　人件費（手数料の徴収や申請の受付から事務完結までに要した職員の人件費）  
　　ごみ処理手数料等は資本的経費（建設費等）を加味して受益者負担部分を考慮
- ・令和4年度から令和6年度までの実績で算定する。

## （2）負担割合、改定の手順

- ・手数料は受益者負担割合を100%とする。ただし、他市町村との比較、過去の改定経過等を踏まえ料金を算定することがある。
- ・算定した料金により受益者負担が急激に上昇した場合は激変緩和措置として改定前料金の1.5倍を上限とする。

## （3）減免の取扱について

- ・負担の公平性が損なわれることのないよう政策的・特例的な措置という観点から真にやむをえないものに限定し、定期的な見直しにより適正化を図る。

# 市民参加の取組等



## パブリックコメント (意見提出手続)

11月下旬～12月下旬

## 市民説明会

全体説明会：11月下旬 2回

環境部の個別説明会：  
12月上旬～中旬 15回  
し尿、ごみ処理手数料について

## 附属機関における審議

環境審議会：11月下旬

廃棄物減量等推進審議会：

11月下旬～1月上旬

## 手数料の対象となる事業者への周知

11月下旬

改定料金案の周知、パブリックコメント、市民説明会の案内

## 改定料金（修正案）取りまとめ

令和8年2月中旬

- ※ 修正案の附属機関等での報告・調査審議を経て改定料金（最終案）の取りまとめ（～令和8年4月）  
改定料金に係る条例改正案の提案（令和8年6月）、改定料金の内容について市民へお知らせ（議決後～）  
新料金の適用開始（原則令和8年10月～、一部令和9年4月～）

# 手数料コストの算定



経 費	
経常的事務費	消耗印刷費、通信運搬費、燃料費等
人件費	作業時間 × 人件費単価 (受付から事務完結までに要した職員の人件費)



手数料改定案

- ・R 4～R 6 の実績の平均
- ・手数料の額に応じて一定金額未満を切捨て

# 手数料の改定案



単位：円、倍

項目	現行料金	新料金（改定額）	改定率
動物関係手数料			
・登録票（飼養登録）交付等手数料	3,400	3,660	+ 260
污染土壤処理業者許可等関係手数料			
・汚染土壤処理業許可申請手数料	208,000	224,000	+ 16,000
・汚染土壤処理業許可更新申請手数料	195,000	209,000	+ 14,000
・汚染土壤処理業変更許可申請手数料	191,000	205,000	+ 14,000
・汚染土壤処理業譲渡等承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000
・汚染土壤処理業合併等承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000
・汚染土壤処理業相続承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000

# 動物関係手数料



## ●手数料を徴収する事務の内容

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく登録票（飼養登録）の交付、更新又は再交付

単位：円

項目	旭川市		北海道	札幌市	函館市
	現行	改定案			
・登録票（飼養登録）交付等手数料	3,400	3,660	—	4,900	3,400

# 汚染土壤処理業者許可等関係手数料



## ●手数料を徴収する事務の内容

土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の許可、更新等の申請に対する審査

単位：円

項目	旭川市		北海道	札幌市	函館市
	現行	改定案			
・汚染土壤処理業許可申請手数料	208,000	224,000	322,900	240,000	229,000
・汚染土壤処理業許可更新申請手数料	195,000	209,000	322,900	227,000	221,000
・汚染土壤処理業変更許可申請手数料	191,000	205,000	234,000	223,000	217,000
・汚染土壤処理業譲渡等承認申請手数料	104,000	112,000	—	120,000	—
・汚染土壤処理業合併等承認申請手数料	104,000	112,000	—	120,000	—
・汚染土壤処理業相続承認申請手数料	104,000	112,000	—	120,000	—